

令和6年6月定例
四万十町教育委員会
会議資料

日 時： 令和6年6月4日（火）午前9時00分

場 所： 四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

会 議 次 第

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

- ① 承認第1号 専決処分の承認について
- ② 承認第2号 専決処分の承認について
- ③ 承認第3号 専決処分の承認について
- ④ 承認第4号 専決処分の承認について
- ⑤ 議案第1号 大正中学校学校運営協議会委員の変更について
- ⑥ 議案第2号 四万十町教育研究所運営委員会委員の委嘱について
- ⑦ 議案第3号 四万十町放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱又は任命について
- ⑧ 議案第4号 四万十町立小中学校教職員働き方改革推進委員会設置要綱の改正について

5 協議事項

6 報告事項

7 その他

- ① 教科用図書採択について
- ② 今後の日程について

教 育 長	山脇 光章
委 員	横山 順一、 谷口 和史、 野中 裕子、 西谷 史
事 務 局	浜田 章克、 今西 浩一、 長森 伸一、 真城 和也

承認第1号

専決処分の承認について

指定校区外就学について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成18年四万十町教育委員会規則第4号）第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和6年6月4日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

専 決 書

指定校区外就学の承認について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決する。

令和6年5月6日

四万十町教育長 山脇 光章

参 考

四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則【抜粋】

(平成 18 年四万十町教育委員会規則第 4 号)

(委任)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 25 条第 1 項の規定に基づき、四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次に定める事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任するものとする。

- (1) 教育行政の基本方針に関すること。
- (2) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (3) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (4) 教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (5) 教育委員会及び教育委員会の所管する学校その他の教育機関の職員の任免その他人事に関すること。
- (6) 法第 26 条の規定による点検及び評価に関すること。
- (7) 法第 29 条に規定する意見の申出に関すること。
- (8) 幼稚園、小学校及び中学校の通学区域の設定又は変更に関すること。
- (9) 教科書の採択に関すること。
- (10) 教育委員会附属機関の委員の任免等に関すること。
- (11) 重要事項の告示、指令、通知、申請及び報告等に関すること。
- (12) 教職員の組織する職員団体及びその他の諸団体との重要な交渉に関すること。
- (13) 文化財の町指定に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要と認める事項。

(重要異例の事務の処理)

第 2 条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について、特命があるとき、又は事案の特に重要と認められるもの異例に属するもの若しくは規定の解釈上疑義があるものについては教育委員会の決定を求めなければならない。

(教育長の専決)

第 3 条 教育長は、緊急の場合には、第 1 条各号に規定する事務を専決することができる。

(委員会への報告)

第 4 条 教育長は、次に掲げる事項について、次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。

- (1) 第 1 条の規定により教育長に委任した事務で重要なものに関すること。
- (2) 前条の規定により教育長が専決した事務に関すること。

参 考

四万十町就学指定校変更及び区域外就学事務取扱要綱【抜粋】

(令和4年1月四万十町教育長訓令第1号)

(承認及び承諾基準)

第2条 四万十町立小学校及び中学校における就学指定校変更承認基準及び区域外就学承諾基準は、別表のとおりとする。

(申請)

第3条 就学指定校以外の学校へ就学させようとする保護者又は区域外就学をさせようとする保護者は、校区外就学・区域外就学申請書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項に規定する校区外就学・区域外就学申請書には、教育委員会が求める書類を添付しなければならない。

(承認又は承諾)

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請があった場合は、当該申請について審査し、第2条に規定する就学指定校変更承認基準又は区域外就学承諾基準のいずれかに該当し、かつ、教育上適当と認められるときは、就学指定校変更の承認又は区域外就学の承諾をすることができる。

別表（第2条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(原則6か月以内)
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(年度ごとの申請が必要)
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで(年度ごとの申請が必要)
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	中学校のみ卒業まで(年度ごとの申請が必要)
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾に係る添付書類

事由	承認・承諾の基準		添付書類
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	建築確認申請書、入居契約書等の転居・転入を確認できる書類
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	建築確認申請書、入居契約書等の転居を確認できる書類
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	建築確認申請書、入居契約書等の転入を確認できる書類
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	居住証明書
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	預かり承諾書 在職証明書
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	学校長の意見書又は関係機関の意見書等
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）	
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	学校長の意見書又は関係機関の意見書等
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	就学通知書の写し
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	学校長の意見書又は関係機関の意見書等
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）	
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	事由要件による

承認第 2 号

専決処分の承認について

川口小学校学校運営協議会の委員の変更について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第 4 条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和 6 年 6 月 4 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

専 決 書

川口小学校学校運営協議会の委員について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和6年5月29日

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条第1項に基づく川口小学校学校運営協議会の委員を次のとおり変更し、委嘱する。

変更前

区 分	氏 名	備 考
(2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者	弘瀬 勝也	●●●●●●●●●●
	大西 陽介	●●●●●●●●●●
	槇野 一人	●●●●●●●●●●

変更後

区 分	氏 名	備 考
(2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者	内藤 博二	●●●●●●●●●●
	宮崎 卓也	●●●●●●●●●●
	西森 修一	●●●●●●●●●●

任期 : 令和6年5月29日 ~ 令和7年3月31日

【専決処分を行った理由】

学校長からの委員の退任の報告及び新委員の推薦に基づき、令和6年5月29日に開催する学校運営協議会において、新委員を委嘱する必要があったため。

参 考

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則【抜粋】

(令和2年四万十町教育委員会規則第10号)

(委員の構成等)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、12人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 対象学校の所在する地域住民
- (2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者
- (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学校関係者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当であると認める者

2 対象学校の校長は、委員を推薦することができる。

3 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱又は任命することができる。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 前条第3項の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

川口小学校学校運営協議会委員名簿

令和6年5月29日現在

区 分	氏 名	備 考
(1) 対象学校の所在する 地域住民	弘田 美幸	●●●●●●●●●●
	山田 隆俊	●●●●●●●●●●
(2) 対象学校に在籍する 児童及び生徒の保護者	内藤 博二	●●●●●●●●●●
	宮崎 卓也	●●●●●●●●●●
	西森 修一	●●●●●●●●●●
(3) 地域学校協働活動推 進員その他対象学校の運 営に資する活動を行う者	榎野 章	●●●●●●●●●●
(4) 学校関係者	大崎 幸	四万十町南川口108
(5) 学識経験を有する者	吉良 泉	●●●●●●●●●●

任期 : 令和5年4月 1日 ~ 令和7年3月31日
令和6年5月29日 ~ 令和7年3月31日
(内藤 博二、宮崎 卓也、西森 修一)

承認第3号

専決処分の承認について

十川小学校学校運営協議会の委員の変更について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和6年6月4日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

専 決 書

十川小学校学校運営協議会の委員について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和6年5月30日

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条第1項に基づく十川小学校学校運営協議会の委員を次のとおり変更し、委嘱する。

変更前

区 分	氏 名	備 考
(2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者	芝 伸介	●●●●●●●●●●

変更後

区 分	氏 名	備 考
(2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者	岡峯 賢太	●●●●●●●●●●

任期 : 令和6年5月30日 ~ 令和7年3月31日

【専決処分を行った理由】

学校長からの委員の退任の報告及び新委員の推薦に基づき、令和6年5月30日に開催する学校運営協議において、新委員を委嘱する必要があったため。

参 考

十川小学校学校運営協議会委員名簿

令和6年5月30日現在

区 分	氏 名	備 考
(1) 対象学校の所在する地域住民	仲 治幸	●●●●●●●●●●
(2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者	岡峯 賢太	●●●●●●●●●●
(3) 地域学校協働活動推進員その他対象学校の運営に資する活動を行う者		
(4) 学校関係者	久保田 隆一	四万十町十和川口505-1
(5) 学識経験を有する者	伊賀 修	●●●●●●●●●●
	酒井 寿哉	●●●●●●●●●●
	和手 一代	●●●●●●●●●●
	富田 努	●●●●●●●●●●

任期 : 令和5年5月25日 ~ 令和7年3月31日
 令和6年4月 1日 ~ 令和7年3月31日
 (久保田 隆一)
 令和6年5月30日 ~ 令和7年3月31日
 (岡峯 賢太)

承認第4号

専決処分の承認について

四万十町教育振興基本計画策定委員会の委員の変更について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和6年6月4日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

専 決 書

四万十町教育振興基本計画策定委員会の委員について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和6年5月30日

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町教育振興基本計画策定委員会設置要綱（令和5年四万十町教育委員会告示第2号）第3条の規定に基づき、四万十町教育振興基本計画策定委員会の委員を次のとおり変更し、委嘱又は任命する。

変更前

区 分	氏 名	備 考
(1) 保育所、小学校及び 中学校の代表者	徳弘 茂生	十川小学校長
	黒岩 範久	窪川中学校長
(3) 社会教育委員	中脇 由美	●●●●●●●●●●

変更後

区 分	氏 名	備 考
(1) 保育所、小学校及び 中学校の代表者	吉岡 栄作	七里小学校長
	中内 聖二	大正中学校長
(3) 社会教育委員	林 瑞穂	●●●●●●●●●●

任期 : 令和6年5月30日 ~ 計画策定の日

【専決処分を行った理由】

令和6年5月30日に開催する当該策定委員会において、新委員を委嘱する必要があったため。

参 考

四万十町教育振興基本計画策定委員会設置要綱【抜粋】

(令和5年四万十町教育委員会告示第2号)

(設置)

第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項に規定する教育振興基本計画(以下「計画」という。)を策定するため、四万十町教育振興基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他、計画の策定に教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織し、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 町内の保育所(認定子ども園含む。)、小学校及び中学校(以下「学校等」という。)の代表者 3人
- (2) 学校等の保護者 1人
- (3) 社会教育委員 1人
- (4) 有識者 1人
- (5) 公募による者 3人以内
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画策定の日までの間とする。

四万十町教育振興基本計画策定委員会委員

令和6年5月30日現在

区 分	氏 名	備 考
(1) 保育所、小学校及び中学校の代表者	佐竹 美也	興津保育所
	吉岡 栄作	七里小学校長
	中内 聖二	大正中学校長
(2) 学校等の保護者	槇野 一人	小中学校 PTA 連絡協議会
(3) 社会教育委員	林 瑞穂	●●●●●●●●
(4) 有識者	石筒 覚	高知大学地域協働学部准教授
(5) 公募による者	田頭 誠志	●●●●●●●●
	山本 由美	●●●●●●●●
	河上 絵里	●●●●●●●●

任期 : 令和5年10月3日 ~ 計画策定の日
 令和6年5月30日 ~ 計画策定の日
 (吉岡 栄作、中内 聖二、林 瑞穂)

議案第 1 号

大正中学校学校運営協議会委員の変更について

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第 3 条第 1 項に基づく大正中学校学校運営協議会の委員を下記のとおり変更し、委嘱又は任命することについて、委員会の意見を求める。

令和 6 年 6 月 4 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

変更前

区 分	氏 名	備 考
(2) 対象学校に在籍する 児童及び生徒の保護者	谷脇 康行	●●●●●●●●●●
(4) 学校関係者	田村 美江	四万十町大正北ノ川 2 2 3 - 1

変更後

区 分	氏 名	備 考
(2) 対象学校に在籍する 児童及び生徒の保護者	佐々木 隆司	●●●●●●●●●●
(4) 学校関係者	長森 真智	四万十町大正北ノ川 2 2 3 - 1

任期 : 令和 6 年 6 月 2 7 日 ~ 令和 7 年 3 月 3 1 日

参 考

大正中学校学校運営協議会委員名簿

令和6年6月27日現在

区 分	氏 名	備 考
(1) 対象学校の所在する 地域住民	中屋 康	●●●●●●●●●●
	太田 宗隆	●●●●●●●●●●
(2) 対象学校に在籍する 児童及び生徒の保護者	佐々木 隆司	●●●●●●●●●●
(3) 地域学校協働活動推 進員その他対象学校の運 営に資する活動を行う者	北村 耕助	●●●●●●●●●●
(4) 学校関係者	中内 聖二	四万十町大正 291
	門田 清子	四万十町大正 385-1
	長森 真智	四万十町大正北ノ川 223-1
	金子 千佐	四万十町大正 93
	藤原 良仁	四万十町大正北ノ川 358-20
(5) 学識経験を有する者	小野川 恵利	●●●●●●●●●●
(6) 前各号に掲げる者の ほか教育委員会が適当で あると認める者		

任期 : 令和5年7月27日 ~ 令和7年3月31日
令和6年6月27日 ~ 令和7年3月31日
(佐々木 隆司、長森 真智)

議案第2号

四万十町教育研究所運営委員会委員の委嘱について

四万十町教育研究所管理規則（平成18年四万十町教育委員会規則第8号）第7条第3項の規定に基づく四万十町教育研究所運営委員会の委員を下記のとおり委嘱することについて、委員会の意見を求める。

令和6年6月4日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

区分	氏名	所属	備考
学校長	大崎 幸	川口小学校	校長会長
教頭	正岡 美砂	東又小学校	教頭会長
教諭	竹内 浩一	窪川小学校	教諭代表
	井上 智香	大正中学校	教諭代表
学識経験者	石崎 豊史		
	戸田 晶秀		
PTA	林 賢一	田野々小学校	P連会長
	大崎 弘和	米奥小学校	P連副会長

任期 : 令和6年6月6日 ~ 令和7年3月31日

参 考

○ 四万十町教育研究所管理規則【抜粋】

(平成 18 年四万十町教育委員会規則第 8 号)

(運営委員会)

第 7 条 研究所の円滑な運営を図るため、研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、研究所の事業計画、調査研究課題その他運営に関する重要事項について審議し、所長に助言する。

3 運営委員は、次の区分により委員会が委嘱する。

学校長 1 人

教頭 1 人

教諭 2 人

学識経験者 2 人

PTA 2 人

計 8 人

4 運営委員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員補充によって新たに委嘱された運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

議案第 3 号

四万十町放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱又は任命について

四万十町放課後子ども教室開設事業実施要綱第 9 条第 3 項の規定に基づき、四万十町放課後子ども教室運営委員会委員を下記のとおり委嘱又は任命することについて、委員会の意見を求める。

令和 6 年 6 月 4 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

区 分	氏 名	住 所	備 考
(2) 子ども教室（保護者）の代表者	小笠原 円	●●●●●●●●	新任
(3) 四万十町小中学校 P T A 連絡協議会の代表者	林 賢一	●●●●●●●●	新任
(4) 学校関係の代表者	山本 千代	四万十町昭和 462 番地 1	新任
(5) コーディネーターの代表者	野村 泰子	四万十町榊山町 3 番 7 号	再任
(6) 町職員	國澤 豪人	四万十町琴平町 16 番 17 号	健康福祉課長
	小嶋 二夫	四万十町琴平町 16 番 17 号	町民課長
(7) 教育委員会職員	今西 浩一	四万十町琴平町 16 番 17 号	生涯学習課長

任期 : 令和 6 年 6 月 5 日 ~ 令和 8 年 3 月 3 1 日

参 考

四万十町放課後子ども教室開設事業実施要綱【抜粋】

(平成 20 年四万十町教育委員会告示第 2 号)

(運営委員会)

第 9 条 子ども教室の運営方法等を検討するため、四万十町放課後子ども教室運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業計画の策定
- (2) 安全管理方策の調査及び検討
- (3) 広報活動方策の調査及び検討
- (4) ボランティア等の地域協力者の人材確保方策の調査及び検討
- (5) 活動プログラムの企画
- (6) 事業実施後の検証・評価
- (7) その他事業の運営に関し必要な事項

3 運営委員会は、委員 10 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 子ども教室（指導者）の代表者
- (2) 子ども教室（保護者）の代表者
- (3) 四万十町小中学校 P T A 連絡協議会の代表者
- (4) 学校関係の代表者
- (5) 第 11 条第 1 項に規定するコーディネーターの代表者
- (6) 町職員
- (7) 教育委員会職員

4 前項 6 号に定める町職員は、健康福祉課長及び町民課長を第 7 号の教育委員会職員は、生涯学習課長をもって充てる。

5 委員の任期は、2 年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 運営委員会に委員長 1 人及び副委員長 1 人を置く。

7 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

8 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

9 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(運営委員会の会議)

第 10 条 運営委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 運営委員会は、所掌事項に関し必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(コーディネーター)

第 11 条 子ども教室の円滑な運営、総合的な調整等を行うため、コーディネーター

を置く。

2 コーディネーターは、次に掲げる事項を掌る。

- (1) 子ども教室の指導者等への助言・指導、学校長との調整等
- (2) 子ども教室の活動プログラムの企画・策定
- (3) 保護者、ボランティア等に対する子ども教室への参加誘導
- (4) その他子ども教室の実施に関し必要な事項

3 コーディネーターに登録を申請するものは、四万十町放課後子ども教室開設事業
 コーディネーター、教育活動推進員、教育活動サポーター登録申込書（第2号様式）
 を、教育委員会に提出するものとする。

4 教育委員会は、前項の申請のあった者を承認したときは、コーディネーター登録
 台帳に登載し、登録証を発行する。

5 (略)

四万十町放課後子ども教室運営委員会委員

区 分	氏 名	住 所	備 考
(1) 子ども教室 (指導者)の代 表者	市川 絢子	●●●●●●●●	口神ノ川放課後子ども教室
	佐竹 佐代子	●●●●●●●●	北ノ川放課後子ども教室
	高橋 知佐	●●●●●●●●	昭和放課後子ども教室
(2) 子ども教室 (保護者)の代 表者	小笠原 円	●●●●●●●●	新任
(3) 四万十町小 中学校PTA連 絡協議会の代 表者	林 賢一	●●●●●●●●	新任
(4) 学校関係の 代表者	山本 千代	四万十町昭和 462 番地 1	新任
(5) コーディネ ーターの代表者	野村 泰子	四万十町榊山町 3 番 7 号	再任
(6) 町職員	國澤 豪人	四万十町琴平町 16 番 17 号	健康福祉課長
	小嶋 二夫	四万十町琴平町 16 番 17 号	町民課長
(7) 教育委員会 職員	今西 浩一	四万十町琴平町 16 番 17 号	生涯学習課長

任期 : 令和6年4月1日 ~ 令和8年3月31日
 (市川 絢子、佐竹 佐代子、高橋 知佐)
 令和6年6月5日 ~ 令和8年3月31日
 (上記以外の委員)

議案第4号

四万十町立小中学校教職員働き方改革推進委員会設置要綱の改正について

四万十町立小中学校教職員働き方改革推進委員会設置要綱（令和元年四万十町教育長訓令第5号）の一部を改正する訓令を下記のとおり定めることについて、委員会の意見を求める。

令和6年6月4日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町立小中学校教職員働き方改革推進委員会設置要綱の一部を改正する訓令

四万十町立小中学校教職員働き方改革推進委員会設置要綱（令和元年四万十町教育長訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「10人」を「12人」に改め、同条第5号及び第6号中「2人」を削り、同条第7号中「2人以内」を削る。

第5条第1項を次のように改める。

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条第3項を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

四万十町立小中学校教職員働き方改革推進委員会設置要綱の一部を改正する訓令新旧対照表

改正後	改正前
<p>○四万十町立小中学校教職員働き方改革推進委員会設置要綱 令和元年12月27日教育長訓令第5号 (組織) 第3条 推進委員会は、次に掲げる者のうちから四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する委員<u>12人</u>以内をもって組織する。 (1) 教育長 (2) 教育次長 (3) 学校教育課長 (4) 教育対策監 (5) 四万十町小中学校校長会に属する者 (6) 四万十町小中学校教頭会に属する者 (7) 四万十町学校事務支援室に属する者 (委員の任期) 第5条 委員の任期は、<u>3年</u>とする。<u>ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> 2 委員が委嘱又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。</p>	<p>○四万十町立小中学校教職員働き方改革推進委員会設置要綱 令和元年12月27日教育長訓令第5号 (組織) 第3条 推進委員会は、次に掲げる者のうちから四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する委員<u>10人</u>以内をもって組織する。 (1) 教育長 (2) 教育次長 (3) 学校教育課長 (4) 教育対策監 (5) 四万十町小中学校校長会に属する者 <u>2人</u> (6) 四万十町小中学校教頭会に属する者 <u>2人</u> (7) 四万十町学校事務支援室に属する者 <u>2人</u>以内 (委員の任期) 第5条 委員の任期は、<u>この要綱の施行の日から推進プランが教育委員会に承認されるまでの間とする。</u> 2 委員が委嘱又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。 3 <u>委員が辞したときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>

【改正の理由】

この要綱は、「四万十町立小中学校教職員の働き方改革推進プラン（以下「プラン」という。）を策定するための組織「四万十町立小中学校教職員働き方改革推進委員会（以下「推進委員会」という。）」の設置について、定めたものです。これまで、推進委員会において、協議等を重ね働き方改革の推進に取り組んできましたが、今後も、さらに働き方改革を推進する必要があります。今回の改正については、推進委員会の組織を充実させるため、推進委員会委員の定数を10名から12名に拡充しようとするものです。また、合わせて、推進委員会委員の任期を3年とする改正も行います。